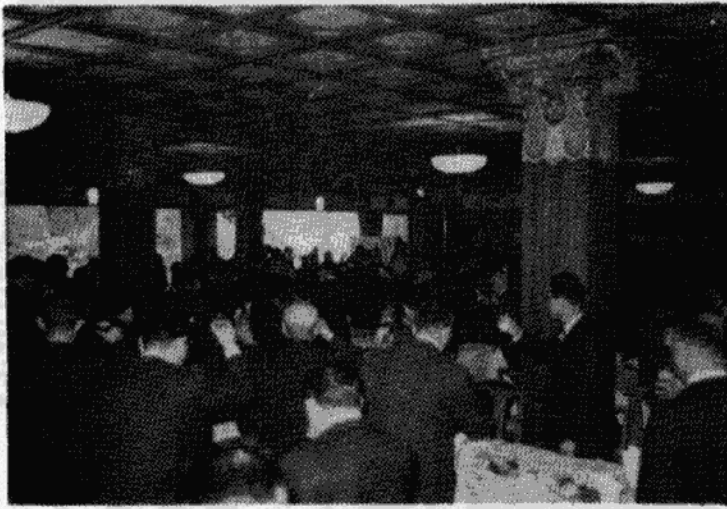


勲位受章者など 13氏の祝賀会開く



▲金谷ホテルで開かれた祝賀会

十二月二十日、金谷ホテルで昨年、叙勲を受けた青木源四郎氏ら十三氏の受賞祝賀会が開かれました。

祝賀会は、会開催の発起人である星野市長、今泉市議会議長のあいさつのもと、松本県会議員、古橋自治会連合会長からお祝いのごとが贈られ、参会者の乾杯で、長年のご苦勞に対して感謝し、受賞が祝福されました。

祝賀を受けたかたは次のとおりです。

- 青木源四郎氏 勲五等瑞宝章
- 福田権咲氏 勲六等单光旭日章
- 寺田良一氏 勲六等单光旭日章
- 堀井利雄氏 勲六等瑞宝章
- 大橋健男氏 厚生大臣賞
- 吉田喜一郎氏 厚生大臣賞
- 佐藤隆一氏 農林大臣賞
- 村上新一氏 運輸大臣賞
- 山口 馨氏 運輸大臣賞
- 花岡兵吉氏 建設大臣賞
- 寺山三郎氏 科学技術庁長官賞
- 野中孝一氏 科学技術庁長官賞
- 飯高井祥太郎氏 勲六等单光旭日章

- ▼棄権者数
総数〇五、〇九四人(四、七三三人) 男〇二、二五九人(二、〇八二人) 女〇二、八三五人(二、六五一人)
- ▼投票者数
総数〇一、四四、三六八人(一、四五、七三一人) 男〇七、〇〇三人(七、五四三人) 女〇七、三六五人(八、一八八人)
- ▼投票率
総数〇七三・八三% (七六・八七%) 男〇七五・六一% (七八・三七%) 女〇七二・二一% (七五・五四%)
- ▼開票結果
有効投票〇一、四四、三二七票
無効投票〇一四〇票。持ち帰りその他一票。

児童手当

支給
対象が
広がられます

昨年一月から発足した「児童手当制度」の支給対象である、第三子以降の児童の年齢は、これまで五歳未満に限られていたが、四月一日から、義務教育終了前の児童(十歳未満)まで適用になります。

所得制限などは、これまでどおりですが、次の支給要件に新たに該当されるかたは、福祉事務所または支所・出張所で、申請の手続きをしてください。

■支給要件

①十八歳に満たない児童を三人以上養育していて、そのうち、第三子以降が義務教育終了前の児童であること。

したがって、四月一日からの該当児童は、出生順に数えて第三子以降の児童が昭和三十八年四月二日以降の生まれ(十歳未満)であることとなります。

②総所得額が、一定の額(扶

養親族が五人の場合で、年額二百万円)に満たないこと。

■支給額
該当児童一人について月額三千円を、六月・十月・二月の三回に分けて、それぞれ前月までの分を支払います。

■申請手続き
該当のかたは、印かんをお持ちになって、福祉事務所または支所・出張所で手続きしてください。

なお、昨年四月一日以降に本市に転入されたかたは前住所地の市町村長の「所得証明書」が必要です。

▼該当児童がふえる場合も額の改定請求を
現在受給されているかたで、

第三子以降の児童に、昭和三十八年四月二日から昭和四十二年一月一日までに生まれた児童がいる場合は、額の改定の請求をしてください。

認定請求は、一月五日から受け付めます。

この請求が、四月以降に行な

投票率七三・八三% 衆議院議員総選挙終る

昨年十二月十日に行なわれた衆議院議員総選挙の結果、本市の投票率は、前回、昭和四十四年の同選挙に比べ約三%下回る七三・八三%でした。

投・開票の結果は次のとおりです。カッコ内は前回の数値

▼当日の有権者数
総数〇一、四四、三六八人(一、四五、七三一人) 男〇七、〇〇三人(七、五四三人) 女〇七、三六五人(八、一八八人)

▼棄権者数
総数〇五、〇九四人(四、七三三人) 男〇二、二五九人(二、〇八二人) 女〇二、八三五人(二、六五一人)

▼投票者数
総数〇一、四四、三二七票(一、四五、七三一人) 男〇七、〇〇三人(七、五四三人) 女〇七、三六五人(八、一八八人)

心配ごと相談 高齢者職業

- 12日 小来川支所
 - 19日 清滝公民館 (人権・行政問題、合同相談)
 - 26日 稻荷町公民館
- 時間はいずれも午前10時から午後3時まで。

今月の納税

固定資産税 都市計画税 第4期

<1月31日まで>

税金についての相談・苦情は 税務相談室へどうぞ

とき 1月12日、午前10時から午後3時まで

ところ 市役所大会議室
<関東信越国税局>